

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第483号

令和2年11月27日

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

本年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）のうち、改正法附則第1条第2号に掲げる規定については、本年12月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、本年11月13日に公布された道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第323号）等の規定についても本年12月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、普通自転車の定義に係る規定等の見直しに関する規定の整備、停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備、車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定の削除、初心運転者標識に係る規定の見直しに関する規定の整備等に関するものであり、その改正の趣旨、内容及び留意事項は別添「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和2年11月13日付け警察庁丙交企発第91号ほか）のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、その周知徹底に努めるとともに関係事務の運営に万全を期されたい。

※ 警察庁通達「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。